

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和7年4月28日（月）

杉 並 区 議 会

## 目 次

懲罰特別委員会の構成について .....	3
申し送り事項について .....	14

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和7年4月28日（月）		午後0時57分～午後1時43分			
場 所	第3・4委員会室					
出席理事 （8名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	川原口	宏 之	理 事	奥 山	たえこ
	理 事	田 中	朝 子	理 事	安 斉	あきら
欠席理事	（なし）					
理事以外の 出席議員	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	おおつき	城 一
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉	誠 吾	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	議 会 法 務 担 当 係 長	武 士	清 亮	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男
	担 当 書 記	森 菜	穂 子			



(午後 0時57分 開会)

**脇坂理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《懲罰特別委員会の構成について》

**脇坂理事** 初めに、懲罰特別委員会の構成についてです。

前回の理事会では、会派の異動に伴い懲罰特別委員会の構成について協議しましたが、意見がまとまらず、5人会派である2会派で話し合っていた上で結論を出すこととしておりましたので、まずは話合いの経過について御報告をお願いしたいと思います。

**奥山理事** 結果的にいうと、交代というふうな結論にはなりませんでした。理由などはいろいろ聞きましたけれども、それについては、今日は短い時間なので、端的に進めていきたいですけれども、とにかく結論だけを私は申し述べました。

**田中(朝)理事** 結論は今、奥山理事がおっしゃったとおりなんですけれども、その理由というのもちよっと変ですが、その内容を申し上げますと、そもそも奥山理事の会派ができたときに、この理事会では、懲罰委員会にお二人が入っているけれども、そのままかどうかということをお奥山理事から質問があったと思いますが、そのときに、理事会で、そのままでもいいんじゃないでしょうかということになったと思います。なので、奥山理事の会派は、そもそも交代する必要がなかったんじゃないかなというふうには思います。

私の会派ですけれども、今回替わってもいいとおっしゃってくださった議員の方が発議者であるということで、私の会派では、発議者は鈴木ちづるさんなんですけれども、鈴木さんはもともと少数の枠で入ったのではなくて、会派枠で入っている方なので、ちよっと交代するのは難しいということで、今回はこのままでお願いできないかということの結論になりました。

**脇坂理事** それでは、今、2会派から状況等についての報告をいただいたところですが、それについて御意見のある方、御質問のある方はお願いいたします。

**矢口理事** 今、いろいろと御意見をいただきました。私たちの会派としては、前回同様、やはり委員会に関しては会派の構成に準じてやるべきであろうというふうな形ですので、もう一度御調整いただいた上で、会派に応じたDX・議会改革特別委員会に準じた会派構成にすべきではないかというふうに考えています。

以上です。

**奥山理事** 細かい個人的な事情までは、私は田中幹事長とお話はしていないんですが、まず、今回、人員の交代が言われたことについての理由みたいなものは、当該の鈴木委員

は御存じなんですかね。——そうしますと、その上で替わりません、交代はしないというか、自分は辞任はしないというふうにおっしゃっているんですか。どんなふうにおっしゃっているんでしょうか。

**田中（朝）理事** このまま続けたいと言っています。

**奥山理事** 先ほど、矢口理事もおっしゃいましたけれども、会派で決めるということに、一応そういう流れで来たわけで、そして少数会派もなるべく多数入れるということ、それからあと、発議者はそもそも人数のバランスなどから考えて、前に決まったわけですよ。今回こうやって会派が異動になったわけですから、DXの構成を参考にしておりますけれども、やはり会派として考えることになる。つまり、そもそも鈴木さんは会派として入ったんだからということですから、会派の異動があった場合にはその方針に従うというふうな考え方で間違いないでしょうか。

**脇坂理事** もう一度、その方針ということはどういうことでしょうか。

**奥山理事** 会派の異動があったわけだから、その会派の異動があったら、DXは維無さんは4人になるというふうな方針に今なっているわけですがけれども、そのことについては御了解いただけるのでしょうか。

**田中（朝）理事** すみません、何の御了解ですか。

**奥山理事** 失礼しました。会派でそもそも鈴木さんは懲罰委員会に入ったということでありまして。そして、今回、会派の構成が変わってきたわけです。私たちシスターフッド杉並という会派ができたこともありますし、それからあと、維無さんも4人から5人になったということがあるわけです。そういうことでは、会派の一員として、懲罰委員会の委員数の割当ての方針について、それを考える、考慮するといったことについては異論はないと考えてよろしいのでしょうか。それとも、先ほど替わりたくないというふうにおっしゃったということですが、個人としてその御意見をということは聞いたんですけれども、それでは、会派としての決め方についてはどうお考えなんでしょうか。お分かりになりますか。御本人に確認したでしょうか。

**田中（朝）理事** ちょっと言っている意味がよく分からないんですが、先ほども言ったように、本人にはもちろん確認しました。団会議でその話はしています。多分、御本人も、何で会派に入ったのという思いはあるんだとは思いますが。

**脇坂理事** 今の奥山理事の御発言の真意を私なりに解釈いたしますと、もともと2つあった会派が1つになって、今、維新・無所属議員団の会派が構成されている。その前提となった、分かれていたというか、くつつく前の会派というものの意見というのはそのときの話であって、くつついたらくつついた中の組織の理屈に従うということを経験

は理解をされているのかというような御意見だったかと思ったんですけれども、奥山理事、よろしいでしょうか。

**奥山理事** ありがとうございます。つまり会派として人員をどう決めるかといったことについて、御理解いただけているのかどうかというのはそういう意味です。

**田中（朝）理事** そうすると、そもそも奥山理事のところの会派がこのままでということになったときに、どうしてそのままにしたのかというそもそもの疑問もあるわけです。DXはメンバーが替わるまではもうやらないので、そのままということだったと思うんですけれども、うちの場合は、発議者じゃない方が申し出ていけば、木梨委員が替わるということで、別にそれはあったかなとは思いますが、発議者同士というのだったら、ちづるさんになって、ちづるさんはもともと維新・無所属の会派で入ったことから、それは理由外ですけれども、御自分で手を挙げて入られた方なので、今になって辞めたくない、続けたいということはおっしゃっています。私は、誰だから出すとかというんじゃないで、もうここまで来たら、このメンバーでやるべきだというそもそも意見なので、それでいいんじゃないかと思っています。

**奥山理事** 私と田中幹事長はずっと前に話をしていなければいけなかったんですけれども、ここでちょっとやり取りをしていて申し訳ありません。時間の制限がありますので、端的に話していきますけれども、人員を替えようという話が今回出たのは、公平性ということが大きな問題だと思います。つまり会派の人数もさることながら、その人数をどうやって決めるかということで、DXというパターンに決まるまでにたしか理事会を3回か4回ぐらい経たのではなかったでしょうか。そうやって決めたことを、確かに崩すということはやはり筋としておかしいなとは思いますが。

この前、私たちシスターフッド杉並の会派ができたときに、そのままがいいのではないかというふうに言われました。そのときには、ここまで来たのだからという理由もありましたけれども、一方で、DXには私たちの会派は2人割り当てられておりましたので、その意味でも整合性は取れていると思います。ただ、余計な付度になりますけれども、維無さんとすれば、今現在5名いるのに、何でうちは1名に減員させられようとしている、そして、シ杉は2人のままなのかという思いがあろうかとは思いますが、そういったお考えみたいなことはちょっとありますか、余計なことですが。

**田中（朝）理事** もちろんまだ分かりませんが、今5人ですが、4人になるであろうと。これはそのときになってみないと分かりませんが、それ前提で今もやっているんですが、そもそもDXは、でも、奥山さんたちは少数会派枠で入っていたわけですよ。もともとはそうですね。

**矢口理事** 以前の理事会で、会派が変わった上でのDXの議会改革の構成表が出てきているので、それに準じるべきなんじゃないのかというふうな話です。

**脇坂理事** 一度事務局に整理してもらいましょうか。

**事務局次長** 前回の資料でも出させていただきましたけれども、当初はDX・議会改革の特別委員会の人員の割合でやりましようよというふうなことで、発議者は半数以下の4名から5名にしましようよということで、議会改革の割合で、少数については4名で、そのうちの交渉会派が3名が発議者がいたので、1名の人を出していただいて、3名が発議者じゃない方が出ていただいて、現在4名なんですけれども、この間、シスターフッドさんができて、またどうしましようかというときに、表でいうと、DXでいうと、シ杉さんは2名なんです。ですから、1つは、2名のままでもいいんじゃないかという理由です。今回は、維無さんはDXは1名ですから、懲罰のほうが2名ですので、ここがちょっと違うんじゃないかというふうな議論の出発点でございます。

**田中（朝）理事** ちょっと分からないのは、DXは入替えをしたということなんですか。

**事務局次長** そのときのDXのメンバーがどうだというふうな形で、今回新たな表を出させていただいたということです。

**田中（朝）理事** そのときのというのはどのときですか。

**事務局次長** 現在です。現在のDXのメンバーがどういう構成になっているかということを見させていただいて、資料として出させていただいたことでございます。

**田中（朝）理事** その現在のというのは、シスターフッドさんができたときに、DXの構成をまたそれに合わせて変えたということですか。

**事務局次長** 変えたというよりも、現状がそうなっている、委員構成がそうなっていますということなんです。

**田中（朝）理事** 要するに、DXにもともと少数会派が4人いたということではないんですか。

**事務局次長** そのときは、そういうふうな割り振りになっていましたので、DX・議会改革特別委員会が、当初は非交渉会派が4名というふうな割り振りになっていたんですね。それを踏まえて、そのDX・議会改革の割り振りでもいいんじゃないかという議論があって決まったわけです。会派が変わったことによって、その割り振りが、この間も資料としてお配りをさせていただいていましたけれども、今の現状では、シ杉が2で、維無が1というふうになっているということでございます。

**田中（朝）理事** ごめんなさい、本当に分からないんですけれども、もともと4人の非交渉会派の方が入っていて、それで、そのうちのお二人が同じ会派になったのではないん

ですか。

**事務局次長** 今、非交渉会派で入っている方は、DXは2名なんです。現状として、DXの委員会に入っている方は非交渉会派は2名なんです。懲罰は1名なんです。

**田中（朝）理事** そういうことを聞いているんじゃないくて、そうじゃなくて、もともと4人非交渉会派の方がいらっしやっただけじゃなかったでしたっけ。

**事務局次長** その当時、決めた会派は、もともとはシスターフッドさんはありませんので、そのときは、維無は1名で、非交渉会派は4名というのがDXの割り振りだったんです。

**田中（朝）理事** ですよ。その4名の非交渉会派のうち、2名がシスターフッドさんの会派に入られたんではないんですか。そうじゃないんですか。

**事務局次長** それは個名の話ですね。

**田中（朝）理事** もちろん個名です。だから、DXのメンバーが私は今誰だか知らないんですけれども、どなたが入られているか、でも、4人のうち、お二人はシスターフッドの会派に入られたんではないんですか。

**事務局次長** 入られていると思います。

**田中（朝）理事** だから、それはもともと2人いたというのより、非交渉会派じゃなくなって、そのままにしたというだけですよ。

**事務局次長** 前回資料を出させていただいているんですけれども、それは現状のDX・議会改革の実際に会派ごとにならされている委員数を出させていただいているんです。

**田中（朝）理事** それは分かっています。でも、DXのメンバーを、新しい会派ができて、シスターフッドさんが2名入っていますけれども、それより多い会派が2名入っているということでもないじゃないですか。

**事務局次長** ちょっと整理しますと、DXでは今、自民さんが2名なんです。

**田中（朝）理事** 分かっています。ごめんなさい、何のことを言っているかというのと、例えば立憲さんとか共産党さんは6名の会派ですよ。2名入っていますか。

**事務局次長** それは決めたときに、発議者を4名から5名にしようということで、立憲さんとか、共産さんは発議者が多いので、なので、DXの割合にしようというふうな決め方をしているところでございます。

**田中（朝）理事** だから、単純な会派の割り当てでいくと、本来は5人の会派が2人というのはなりづらいですよ。なので、4人の少数会派の方がいらっしやっただけで、シスターフッドさんができたことによって、もうその時点で少数会派の方が4人が2人になったわけですよ。私は個人的には、本来その時点でも何らか講じなければいけなかったんじゃないかとは思っています。

〔奥山理事「その時点とは」と呼ぶ〕

**脇坂理事** 奥山理事、挙手にて発言をお願いいたします。

では、説明を続けてください。

**田中（朝）理事** シスターフッドができて、その会派ができたことによって、4人の少数会派が2人になったわけじゃないですか。そうすると、少数会派の方がもう半分に減っているわけじゃないですか。でも、会派で多くならないようにということや何かでやっているわけだから、やっぱりその時点で——だって、今のこの話題は少数会派の人がいなくなっちゃうからという話題じゃなかったでしたか。

**川原口理事** 私の記憶では、そもそもDX・議会改革の人数構成でやっていこうというのはもともと決まっていて、それで、シ杉さんができたときに、じゃ、このDX・議会改革の人数構成がどうなるのかということのを再計算してみたら、シ杉さんが2人になって、少数会派が2人になった、それだけの話なんです。だから、シ杉さんが2人になって、少数会派が2人になった。

**田中（朝）理事** そうなんですか。再計算すると、どうして5人会派が2人入るんですか。

**川原口理事** これは、特別委員会って4つあって、再計算して、シ杉さんがゼロになるころもあるんです。文スポがゼロになるんです。それで、道交は2人で、災対は1人になる。うちもそうだし、あちらはみんなそうなんですけれども、そういうのも含めて再計算したら、シ杉さんは2人になった、それだけの話だと僕は理解しています。

**奥山理事** 川原口理事、御説明ありがとうございます。ちょっと私は拙くて申し訳ないですけども、奥歯に物が挟まったような言い方をしていますが、つまり簡単に言えば、今回会派が変わって、会派構成が変わったということ、それから懲罰委員会の前提となる人員配置はDXの形に、委員会にするということですから、少数会派が2でなければいけないんだけど、今のところは1になっているわけなので、ここはやはり変えるべきではないかということです。という認識だと思います。

それとあと、どの会派から1人異動するのかとか、どこの会派が辞任して、少数会派から1人手を挙げてもらうのかということであれば、維無さんが現在5名ですけども、委員の割当てが1名になる。なぜどちらも、つまりシ杉も、維無さんも5名なのに、うちが2で、維無さんが1になるかということ、それは4名に減ることは予想されているから。つまり、先取りした形だと思いますが、ここまでの認識は間違いはないでしょうか。事務局に。

**事務局次長** 5名から4名に想定した計算はしていません。

**奥山理事** そうですか。ちょっとそこは勘違いでした。ということは、今の時点でも維無

さんはもう1人になるということなんですね。

**事務局次長** 今の割り振りでいうと、そういうことでございます。

**奥山理事** 懲罰委員会の人員配置をどうするかといたら、非常に重要な案件でして、だから、複数、何回も理事会を開いて決めたわけですし、さらにこの後は、懲罰委員会が終わった後に、その事犯者が裁判に訴えるぞというふうな上申書といいますか、弁護士からの文書も私たちは渡されています。そういった意味では、漏れがあってはいけないというふうに考えます。そうしますと、やはり当初決めたように、DXの配置でいくということは、論理的に正しいのだろうと思いますし、そして、少数会派が今、1人しかいないという事態は、これは誠に困った事態なので、早くこれは是正せねばならない、すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。誰というわけじゃないんですけども、意見のある方はぜひ答えて、ここで論争みたいなことはなるべくしたくないので、事実の確認だけをしていきたいんですけども、ほかの方はどうお考えなのか。

**山田理事** 前回の私たちの立場と変わらないんです。前は、5人同士の会派で話し合っていたいただいて、結論を出していただきたいという話で、それが駄目だったら、結局、現状維持になってしまうねという話でしたよね、恐らく。私たちとしては、やはり少数会派というところが2あれば、堀部委員長の下で誰がやるかというところで、1人発議者として出して、出てもいいと言っている方がいるということについては、非常に重要なことだというふうには受け止めているんですけども、やはり交渉会派同士の話し合いで結論が導き出せないというのであれば、もう現状維持するしかないのかなと。もうこれ以上この議論をしても、結局同じことになってしまいますのでというのが私たちの立場です。

なお、私も前回も言いましたけれども、発議者というのは基本的に同じ立場の人が集まっているというふうに認識していますので、発議者でない方が、発議者でない議員が委員会に参加したいという意見を上げるのであれば、それは何としても入れる必要があるというふうには考えていますけれども、発議者としてのバランスがこれで崩れるというものでもないということについては、一つの判断材料にはなるかなというふうに考えているところです。

以上です。

**安斉理事** 前回から全然進展していないという話なんですけれども、ただ、申し訳ないですけども、もしこういう話になると、ここで慣例を崩すという話になるかと思うんですよ。慣例を崩すんなら、私どもの会派は、今後、この会議に出ても一切の慣例には従いませんから、自分たちの会派の考え方でやらせていただくということを言っておきま

すよ。慣例を守っているからこそ、今、この会というのは存在意義があって、やっているわけですね。だから、この間もお一人の方が意見書を出して云々と。我々、この理事会に来ている人たちは、意見書を出すときには全会一致じゃなきゃ駄目だという話で、それを粛々と今守っているわけですよ。だから、それを崩すとなれば、もう1つでも崩すんだったら、もう別にこの会議をやる必要もないので、私どもの会派は、結論としては、もしそういう、私から言うと、わがままを言う人がいるのであれば、そのわがままとをみんなで認めるというんだから、私どもの会派がわがままを言ったときに認めてちょうだいよと、それだけなので、以上です。

**ひわき理事** 私たちも前回、私たちの会派の立場は申し上げたとおりで、そこは私たちも変わっていないところです。最初、委員会構成をD Xにしようといった経緯は、事務局からも説明をいただいたとおりだというふうに私も認識しております。そういった中で会派構成が変わったということで、今回、非交渉会派の方の参加、委員への選出ということが必要だろうという話で始まったことだと思っています。当然、そういう話が持ち上がるのは理解できるんですけども、一方で、今、2つの会派の中で、できれば議論がまとまれば、調整がまとまればいいと思っていたんですが、なかなか難しいという状況もある。

あともう1つは、やはり懲罰特別委員会が参考人を2度呼びまして、一定、委員同士の中での議論や理解度が深まっているという状況があって、これはほかの委員会とはまた違った特殊な事情がある、期間限定で行っている委員会の中で、限定したテーマについての委員同士の議論が深まっている、理解が深まっているといった議論の積み重ねがあるものなので、そういったことを加味すると、特例というか、特別考慮しなければいけない事情というのが、今回に限ってはあるのかもしれないというのが私たちはちょっと今考えているところであります。

**川原口理事** 今、ひわき理事とか、山田理事がおっしゃっていたことも、例えば誰もこの委員になりたい人が一人もいないという場合は、そういう理屈も成り立つのかなと僕は思うんです。誰も手を挙げてくれない、もう誰もやり手がいないというふうになれば、それはもうしようがないかなと、僕は前からそういうふうに言っていました。ただ、やってもいいよという人が出てきたからには、それはやっぱり今までずっと、この理事会の中で、何度も何度も議論して、このD X・議会改革の人数構成でやっていこうと決めただから、その決めたことに従ってやっていかないと、これは特別な事情だからとか、そういうことを加味して変えようとかしていくと、決まらないと思うんです。もう本当に自動的にやっていかないと決められない。さんざん議論して決まったことなので、だ

から、私はさんざん議論して決まったこのDX・議会改革特別委員会の人数構成に従うしかないのかな、そのほうが今後、裁判とかになったときにも、不利にならないのかなというふうに思います。

**奥山理事** 川原口理事、ありがとうございます。私の拙い思いを酌み取ってくれたのかなというぐらいに理路整然とおっしゃっていただいて、私もこれまでの発言の中では、いろいろと知見も積み上げてきたのだからということも言いました。ただし、やっぱりこの後、懲罰委員会が本格的な場面に入るんですよ。懲罰をかけるのかどうか、そして、その理由は何か、そして、かけるとしたら、どういう種類なのかといった、かなり緻密な論戦が必要になります。そういった意味では、変わるのであれば、やはりなるべく早い方がいいし、それから、おっしゃったように、人員構成を今から、例えば特例といったような恣意的な言い方で変えるのは、やはりこれからの私たちの闘いと言ったらおかしいですけれども、委員会の進行について瑕疵が生じるのではないかというふうに私は一抹の不安を覚えています。それはないようにしていきたいというのが、今後の長い道のりへの一歩だというふうに考えております。

**安斉理事** 川原口理事もおっしゃったんだけど、僕は発言に関して変えていないですけど、例えば分かりやすい話をする、シスターフッドさんと維無さんができて、その前にシスターフッドさんができたときに、自民党さんの議連の委員とうちの委員は減っているわけですよ。それはなぜ減ったかという、慣例に従って無条件で、これはもう皆さん、合意事項だから、それを守って減っているわけですよ。うちは宇田川さんを出したの。宇田川が辞めたくないと言ったら、私は、申し訳ないけれども、あなた、会派を出ていくのか、それとも俺に従う、どっちにしてくれるかと言いますよ。でないと、そういうことぐらいしないと、もうこれは慣例を守れないわけだから、だから、ここに出席しているのであれば、慣例を尊重するのかもしれないのかはっきりしていただきたいし、このことに時間を使うのは、申し訳ないですけど、交渉会派としてここに参加する立場にあるのかどうなのか、はっきりしてもらいたいですよね。みんな慣例を守るという前提で話を進めているんだから、それをほごにするというのは、ちょっと私はこの議論から離れたと思いますよね、そんなことを言われるんだったら。

以上です。

**矢口理事** 私たち会派も一貫して変わりはないです。この理事会の中で交渉会派の代表をしていただいている皆さんが出た中で、DXの中で決めていこうというところで決まった内容、あとは、これまでこの理事会でみんなで話し合いながら、議会の先人たちが積み重ねてきた慣例があるわけですから、そこに従っていこうということ、あとは、川原

口理事もおっしゃいましたけれども、今回、やりたいよという人もいらっしゃるわけですから、それがいなかったら、しょうがないのかなという部分もあったんでしょうけれども、いる以上はやはりそのあたりは、慣例も含めてやっていくべきなんじゃないのかなというふうに思っています。

以上です。

**奥山理事** 議長にちょっとお尋ねしたい、もしくは事務局になんですけれども、最終的に特別委員会に誰を配置するかといったことは、議長権限であったでしょうか。

**井口（か）議長** 閉会中の辞任願が出されれば、議長として許可いたしますけれども、新しい委員を指名することは、そのときはできますけれども、事前の調整の段階では、議長の立場としてはできないんじゃないかと思いますが、事務局、教えてください。もし間違っていたら、ごめんなさい。

**事務局次長** 閉会中は、辞任願が出されれば、議長として許可し、新しい委員を指名することができます。なので、事前の調整段階で議長の立場でできることはございません。

**奥山理事** 今は閉会中ですよ。ということは、議長がお決めになることができる。もちろん議長のこれまでの行動を見てみますと、強権的ということとは全くなくて、むしろ抑制的にいろいろなさってくださっていると思うんですが、議長が決めることはできるとすれば、議長がここで采配するといいますか……。

**井口（か）議長** 閉会中に辞任願が出されれば、議長の私として許可できますけれども、出されない限りは、あなた辞めなさいとか、そういうことは言えません。

〔安斉理事「欠員が出れば選任はできると。辞めろとは言えないですよね」と呼ぶ〕

**井口（か）議長** 言えません。ですよ。勉強不足だったら、ごめんなさい。

**事務局次長** 議長のおっしゃるとおりだと思います。

**奥山理事** もちろん、それは私とて、こういう仕組みになっているんだから、決まりになっているんだから、あなた辞任しなさいなんていうことは、そんな僭越なことは到底言えるとは思っていません。ただ、先ほども申し上げているように、みんなで決めたことはやっぱり守っていくべきだろうと思います。そこを崩してしまうと、いろんなことが瓦解してしまうと思っていますし、あと懲罰委員会の成り立ち自体も、私自身が委員ですし、非常に今懸念を持っています。

**脇坂理事** では、今、各理事から御発言いただいたところですけども、そういった議会運営上の慣例的なことも含めた上で、改めて田中理事のほうから御発言等はございますか。

**田中（朝）理事** 今、皆さんの御意見を聞いていまして、うちの会派では、本人が辞めたくないとは言っていますけれども、今、皆さんの御意見ももつともだと思えるところもありますので、もう一度聞いてはみます。だけれども、本人が辞任願を出したくないと言った場合は、私も強制的に書かせるというのはちょっと厳しいかなとは思っています。ただ、こういう意見が出ていて、今、こういう状況なんだということは、もう話してはありますけれども、もう一度話はしてみますが、今日の時点で、はい、辞めますというのはちょっと難しいかなと思えます。

**脇坂理事** そういった形で、今、田中理事からもいま一度、当該議員との確認をしていただけるということですのでけれども、どういたしましょうか。この理事会での結論を最後まで確認をする必要があるのであれば、また別途、理事会を開催する必要もあろうかとも思いますが、そこら辺についての確認もしておきたいと思えます。

**安斉理事** 今、結局、当該会派の対象になる方が辞任するのかもしれないのかといったような話なわけで、改めてこの会議を開く必要もないのかなと私は思いますよ。だから、それで慣例を崩してまでそれでいくんだというのであれば、それはそれで慣例が崩れるので、私はさっきも言いましたけれども、このメンバーで集まっている中では、これは慣例なんて関係なくなるので、うちの会派は、慣例だ、慣例だと主張されても、それには今後一切従いませんので、自分たちの思っているやり方をしていこうかなと思っています。もし辞任をされるということであれば、あとは議長が選任する話ですから、一々会議を開く必要もないのかなと思えますよ。この件についてはですよ。私はそういうふうに思います。

**田中（朝）理事** なるべく早く話をして、次は5月12日までに、それを超すことはないようにしたいと思います。

**脇坂理事** 事務局のほうでも、委員の変更等の準備の時間もあるので、改めて事務局から要望があれば、今、教えていただけますか。

**事務局次長** 結論は、なるべく早く出されたほうがいいかなと思えます。次の懲罰特別委員会がもう5月12日というのは決まっておりますので、もし変更があるのであれば、早く対応しなければならぬかなと思っていますので、可及的速やかに結論が出るというふうなふうに考えております。

**脇坂理事** 改めて、先ほど理事会での確認については、安斉理事から不要であるという意見もありましたけれども、ほかの各理事の御意見はいかがでしょうか。

**矢口理事** 私も安斉理事と同じく改めて集まる必要はないが、LINE WORKS 等でその結果をお知らせいただく形でいいかなというふうには思えます。

**川原口理事** 私も同じ意見です。このためだけに理事会をやる必要はないかなと思います。

**脇坂理事** では、ほかに意見もなさそうですので、改めて田中理事におかれましては、当該議員と確認をした上で、事務局のほうへ御連絡をお願いしたいと思います。事務局はそれを受けた形で LINE WORKS にて私たちのほうに結果を教えてくださいたいと思います。その状況を受けて、また、必要があれば、それ以降の理事会で検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《申し送り事項について》

**脇坂理事** では続いて、申し送り事項について、事務局から説明をお願いします。

**事務局次長** 資料1を御覧ください。申し送り事項とされた3つの課題を調査研究する場について、前回の理事会で御協議いただいた内容を踏まえて作成した設置要綱の案でございます。

今後の流れですが、理事会で要綱案の内容を御協議いただいた後、議会運営委員会の承認を経て、議長決裁により要綱を施行し、検討会が設置されることとなります。

それでは、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

第1条は設置についてです。検討する課題は議運で決定することを想定し、議会運営委員会が指定する課題を検討するため、杉並区議会諸課題検討会を設置するとしています。

第2条は構成についてです。定員を14人とし、議運委員の構成に非交渉会派から2人加えることを想定して作成しています。

第3条から第5条は会長及び副会長に関する規定、第6条は会議に関する規定です。

第7条は委員外議員の発言を規定しています。主に委員でない非交渉会派の議員が、自身の考えを発言したい場合などを想定しています。

第8条及び第9条は会議の公開や記録について、先日御協議いただいた内容に基づいて記載しています。

第10条について、検討会は議運で指定する課題を検討するため、検討した結果を議運に報告することを想定しています。

第11条は庶務に関する規定です。

第12条は、検討会の運営に関して必要な事項は会長が別に定めるとしています。

最後に、附則ですが、この要綱の施行日は議長の決裁日となります。また、今期の議

員任期である令和9年4月30日限り、その効力を失うこととしています。

なお、非交渉会派からも委員を選出いただくことになるため、この要綱案を基に、非交渉会派からの意見聴取を考えています。

説明は以上でございます。

**脇坂理事** ただいま事務局から設置要綱案が示されました。内容を確認していただく時間も必要かと思いますので、次回も協議したいと思えますけれども、今思い当たることがあれば、御発言をいただけますでしょうか。

**安斉理事** ちょっと私、要綱の関係とか詳しくないので、教えていただきたいんですけども、今既存の多分要綱で設置されているような会議体があるんですけども、この条文、設置から始まって、最後は任期の終了のときまで効力を失うとあるんですけども、基本的にはほかの要綱で定めたものを、横引きと言ったら失礼になっちゃうかと思うんですけども、イメージ的な話ですよ。イメージ的にはそういった話で、特筆した書きぶりとか、そういうものはないという認識でいいんですかね。一般的な、今までの他の設置しているものと同様の考え方でやっているという認識でいいですか。

**事務局次長** ほかの要綱を参考にし、なるべくコンパクトにまとめたような内容としてございます。

**奥山理事** 第2条の(2)ですけども、ここの文言でいうと、「会派以外の会派に所属する議員のうちから2人」ということで、ここの説明のときに、委員外議員のというふうに御説明なさったように聞こえたんですが、現状、その委員外議員は、例えば質疑を合わせて10分とか制限があったりします。そういうふうな役割として出てくるのでしょうか。それとも12プラス2で、正式なメンバーとして、つまり質疑のやり取りなどの時間はほかの委員と同じように2人が御発言なさることが可能である、そういうふうに理解するのですが、どうでしょうか。

**事務局次長** (2)については、構成員ですので、メンバーの14名は同じような形になります。委員外議員は第7条でちょっと説明した説明でございます。

**奥山理事** 申し訳ありません。失礼しました。

あと、これはまだ次の持ち帰りのときになるかと思えますけれども、委員の個名ですが、幹事長が必ず入らなければいけないようなものなのかどうかは、今何か確認できるのであれば、お聞きしたいと思います。個名まで決めて次にやっていきたいと思っております。

**事務局次長** それはそれぞれの会派の意向ではないかと考えております。

**川原口理事** ちょっと確認なんです。後で自分で調べれば分かることなのかもしれないん

ですけれども、第8条の2に、「傍聴の取扱いについては、委員会傍聴に関する取扱いについてを準用する。」となっていますが、委員会傍聴というと、通常の常任委員会とか、特別委員会での傍聴のルールをそのまま適用する。だから、例えばライブ配信なんかもオーケーということと理解してよろしいでしょうか。

**事務局次長** 通常の委員会と同じ規定でございます。

**脇坂理事** よろしいですか。——それでは、ただいま出た意見も含めて、次回以降の理事会で協議したいと思しますので、よろしく申し上げます。また、非交渉会派の意見は事務局から確認をお願いいたします。

あわせて、私からお願いということで申し上げますけれども、たたき台としては、こういった形で今事務局から示していただきましたけれども、可能であれば、5月22日以降の新しい委員会構成の中でこちらでもスタートできたらいいというふうには希望しているところでございます。そういった意味合いも含めて、可能であればですけれども、次回の理事会、議運の場で決定をしていくということが望ましいというふうに思っておりますし、個名についても、そういったタイミングで事務局から聞き取りがあらうかと思しますので、各会派においては、あらかじめ準備をしておいていただけたらありがたいと思います。

本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**脇坂理事** なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午後 1時43分 閉会)